

580	<p>隋(581～618)</p> <p>楊堅(文帝, 581～604) 楊堅、隋を建国(581) 都:大興城(長安) 楊堅、北周の外戚として実権握り、禪譲を受ける 突厥を攻撃(583) 突厥、東西に分裂 運河の建設(584) 広通渠(黄河から長安へ) 陳を滅ぼし、中国統一(589)</p> <p>楊堅の政策 貴族の力を抑え、中央集権国家へ</p> <p>均田制 国民すべてに一定の土地を支給 北魏(北朝)の均田制を受け継ぐ 丁男(成年男子, 18～59歳)一人につき、露田(口分田)80畝、桑田(永業田)20畝を支給 露田(唐では口分田) 穀物を植える土地、死亡、または60歳を超えると国家が改修(世襲なし) 桑田(唐では永業田) 桑を植え、蚕(かいこ)を育てる、世襲(相続)が認められる 北魏では妻、奴婢(ぬひ)、耕牛にも土地が与えられたが、楊堅の治世で奴婢、耕牛に支給せず (煬帝の治世で妻(女子)への支給も中止) → 貴族に支給が多くなる弊害をなくす目的</p> <p>租調庸制 均田制に基づく税制 → 唐に受け継がれる、唐の後期で崩壊 → 両税法へ 租 粟3石(穀物) 調 絹2丈、綿3両(布を納める) 庸 1年に20日の労役</p> <p>府兵制 兵を徴収する制度 唐に受け継がれるが、唐の後期で崩壊 → 募兵制へ ・均田制で土地を支給された農民から徴兵 ・兵役期間中は租調庸免除</p> <p>科挙制の実施(598) 試験による官僚の登用法 清末期の1905年まで続く(光緒新政により廃止) 貴族から官僚が採用される制度を改める 郷挙里選(前漢) 九品中正(三国の魏)</p>	
600	<p>煬帝(604～618)</p> <p>運河の建設 経済、農業(米作)の中心の江南と政治・軍事の中心華北を結ぶ 通済渠(605) 黄河～淮河 永済渠(608) 黄河～涿郡(長城の南) 江南河(610) 長江～杭州</p>	
615	<p>高句麗遠征失敗(3回, 612, 613, 614) → 各地で農民反乱起こる 煬帝殺害され、隋滅亡(618) 李淵、唐を建国(618)</p>	
黎明期	<p>唐(618～907) 高祖(李淵, 618～626)</p> <p>均田制(624) 丁男(21～59歳の男子)、中男(16～20歳の男子)に土地を支給 丁男、中男一人に口分田80畝、永業田20畝支給 口分田:隋の露田 永業田:隋の桑田 死亡または60歳以上にて口分田を国家に返還、永業田は子孫に相続 官人永業田 高級官僚に支給、相続許される → 大土地所有認めつつ、一定の制限</p> <p>租調庸制 隋の制度を受け継ぐ 租 粟2石 調 綾、絹2丈と綿3両 庸 年20日の中央での労役 → 代りに1日につき絹3尺または布3尺7寸5分を納める 雜徭 年40日の地方での労役</p> <p>府兵制 隋より受け継ぐ ・丁男3人に1人の割合で選ぶ ・3年に1回農閑期に訓練 兵役期間中、税(租調庸)は免除されるが、武器・衣服自弁 → 農民の負担大</p> <p>太宗(李世民, 李淵の第2子, 626～649) 貞観の治</p> <p>玄武門の変(626) 兄の李建成と弟を殺害</p> <p>中央集権体制の強化 ①法律(律・令・格・式)、②行政組織(三省六部)、③官僚の登用(科挙)</p> <p>律令体制(律・令・格・式) 律 刑法 令 行政法・民法 格 律・令の追加規定 式 施行細則</p> <p>三省六部 ・中書省、門下省、尚書省の3省 ・尚書省の下に六部</p> <p>中書省 政策立案、詔勅(皇帝の命令)を作成 門下省 詔勅(中書省の政策)を審議する機関、封駁(詔勅に対する拒否権)の権利 → 門閥貴族が皇帝の権限を抑える期間 貴族の意思も反映させる</p> <p>尚書省 詔勅を実施する機関(行政機関)、六部を管轄する</p> <p>六部 戸部 戸籍、財政 兵部 軍事 刑部 司法 工部 土木工事 礼部 教育・祭祀・外交儀礼・科挙の実施 吏部 官吏の選任 → 科挙で合格した人物に吏部試(採用面接)を課す 吏部試:官吏候補生の立ち居振る舞い、文章の美しさなどを試す → 官吏登用はいぜん貴族に有利</p> <p>科挙 官僚の登用試験 貴族の勢力を抑える目的があったが、限定的 蔭位の制 家柄の官位により官僚が採用される制度 → 高級官僚の子弟が官僚になれる</p>	
	630	

.)

:-)